

議案第66号

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例中一部改正の件

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和元年12月20日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例（平成6年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2） 意思能力を有しない者（（1）に掲げる者を除く。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、本条例を改正しようとするものです。

芽室町印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) <u>意思能力を有しない者（（1）に掲げる者を除く。）</u></p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 一略一</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) <u>成年被後見人</u></p>